政令第百八十八号

港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、港湾法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十五号）の施行に伴い、並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第六十条の四及び宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十五条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（港湾法施行令の一部改正）

第一条　港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十中「第五十五条の三の四第一項」を「第五十五条の三の五第一項」に改める。

第二十二条第一項第一号中「第五十五条の三、第五十五条の三の四」を「第五十五条の三の四、第五十五条の三の五」に改め、同条第二項中「第五十五条の七第五項」の下に「、第五十条の十六第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）、第五十条の二十二」を加える。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第二条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十三号中「及び第五十条の十三」を「、第四十五条の六、第五十条の十三及び第五十条の二十」に改める。

（地方道路公社法施行令等の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「第五十五条の三の四第四項」を「第五十五条の三の五第四項」に改める。

一　地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）第十条第一項第三号

二　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）第二十八条第一項第二号

三　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第三十二条第一項第四号

四　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）第二十二条第一項第二号

（電気通信事業法施行令の一部改正）

第四条　電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第六号中「第五十五条の三の四第二項」を「第五十五条の三の五第二項」に、「第五十五条の三の四第四項」を「第五十五条の三の五第四項」に改める。

附　則

この政令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年七月八日）から施行する。

総務大臣　山本　早苗
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

過労死等防止対策推進協議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年七月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第百八十九号

過労死等防止対策推進協議会令の一部を改正する政令

内閣は、過労死等防止対策推進法（平成二十六年法律第百号）第十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

過労死等防止対策推進協議会令（平成二十六年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「総務課」を「労働条件政策課」に改める。

附　則

この政令は、平成二十九年七月十一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

府　令

○内閣府令第三十九号

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）及び農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十八号）の施行に伴い、地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年七月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令

地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（地域再生計画の認定の申請） **第一条**　地域再生法（以下「法」という。）第五条第一項の規定により認定の申請をしようとする地方公共団体（同項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。 ［一～三　略］ 四　法第五条第四項第三号又は第十三号の事項を記載している場合には、事業主体（同項第三号の事項を記載している場合にあっては、地域再生支援貸付事業（同号に規定する地域再生支援貸付事業をいう。以下同じ。）を実施しようとする者をいう。）の特定の状況を明らかにすることができる書類 ［五～八　略］	（地域再生計画の認定の申請） **第一条**　地域再生法（以下「法」という。）第五条第一項の規定により認定の申請をしようとする地方公共団体（同項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。 ［一～三　同上］ 四　法第五条第四項第三号又は第十四号の事項を記載している場合には、事業主体（同項第三号の事項を記載している場合にあっては、地域再生支援貸付事業（同号に規定する地域再生支援貸付事業をいう。以下同じ。）を実施しようとする者をいう。）の特定の状況を明らかにすることができる書類 ［五～八　同上］